

中央会

レポート みえ

発行/2024年7月1日 三重県中小企業団体中央会
印刷/伊藤印刷株式会社

三重の伝統行事 桑名石取祭

「日本一やかましい祭り」「天下の奇祭」として知られる、桑名市の春日神社を中心に行われる祭です。華麗な装飾を施した最大40台の祭車に鉦や太鼓をつけ、それらを一齐に打ち鳴らす音が、見る者を圧倒させる勢いある勇壮な祭りで、桑名の夏の風物詩として、地元の方に昔から親しまれています。各地区の住民は総出で参加し、一年一度の最大の娯楽行事ともなっています。本誌では春日神社への巡行を行うため、旧東海道などを練り歩くその姿は荒々しく、勇敢さを感じると言われています。

開催日：2024年
8月3日(出)～8月4日(日)



vol.21
2024 Summer

CONTENTS

- 2 特集① 外国人「技能実習制度」に代わる「育成就労制度」
- 3 特集② 三重県内における在留外国人人数について
- 4 ニュースin三重県
- 6 中央会レポート
令和6年度 第69回通常総会を開催／令和6年度 専門委員会を開催
中央会の支援・助成事業～募集のお知らせ～／新規会員のご紹介
- 8 栄えある受章／義援金お礼／チャレンジ!! 組合士
- 9 弁護士のつぶやき
- 10 全国の先進組合を紹介します／組合のひろば
- 12 業界の今!～情報連絡員報告より～
- 13 中央会インフォメーション／お知らせ
- 14 EVENT GUIDE／ポリテクセンターからのお知らせ



6p/令和6年度第69回通常総会

外国人「技能実習制度」に代わる「育成就労制度」

外国人労働者の「技能実習」に代わる「育成就労」制度の創設を盛り込んだ出入国管理法等の改正案が6月14日、参議院本会議で賛成多数で決決して成立しました。改正法は、3年後の2027年までに施行されます。

2023年11月30日に有識者会議資料より

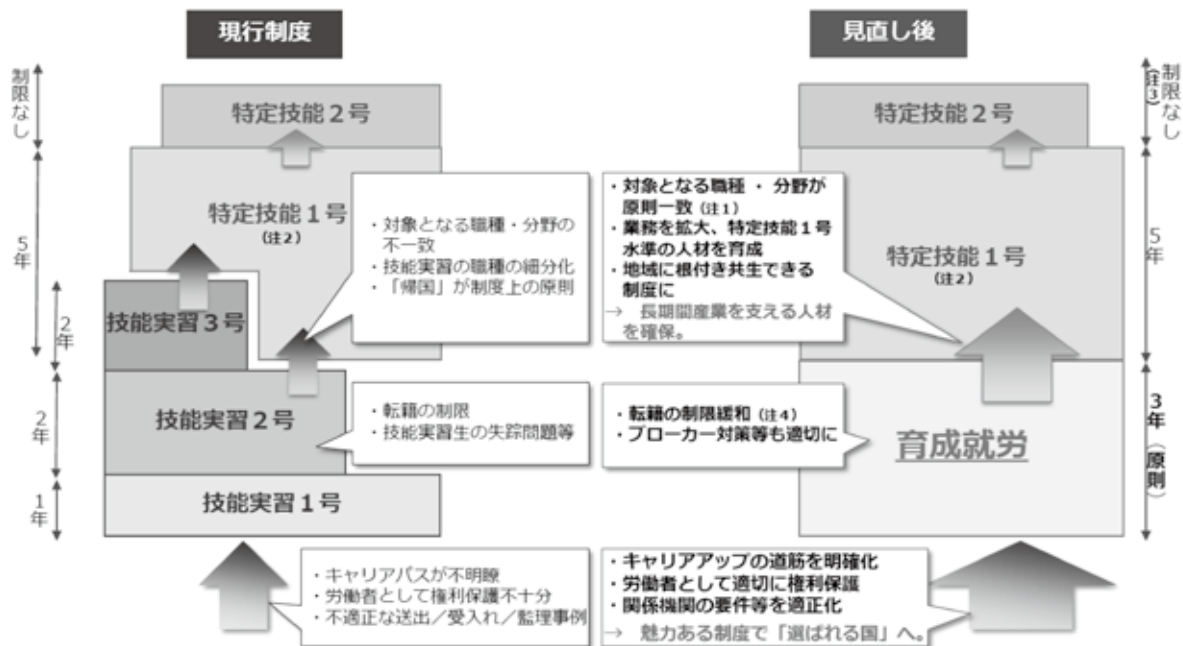
改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法	育成就労法（技能実習法の抜本改正）
1. 新たな在留資格創設 <ul style="list-style-type: none"> 技能実習の在留資格を廃止。「育成就労産業分野」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「育成就労」の在留資格を創設（注2）。 	1. 育成就労制度の目的・基本方針 <ul style="list-style-type: none"> 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(育成就労法)に改める。 育成就労制度は、育成就労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする。 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。
2. 特定技能の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。 	2. 育成就労計画の認定制度 <ul style="list-style-type: none"> 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。
3. 不法就労助長罪の厳罰化 <ul style="list-style-type: none"> 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可） 	3. 関係機関の在り方 <ul style="list-style-type: none"> 監理団体に代わる「監理支援機関」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役員を当該受入れ機関に対する業務に関与させてはならないものとする。 外国人技能実習機構に代わる「外国人育成就労機構」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。
4. 永住許可制度の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。 	<p>（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。 （注4）詳細な要件は、主務省令で定める。 （注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、 ・同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること ・技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格 ・転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていること を要件とすることを予定している。</p>
4. その他 <ul style="list-style-type: none"> 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。 	

制度見直しのイメージ図



（注1）育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

（注2）特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

（注3）永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

（注4）転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

三重県内における在留外国人人数について

令和6年(2024年)3月「三重県多文化共生推進計画」より

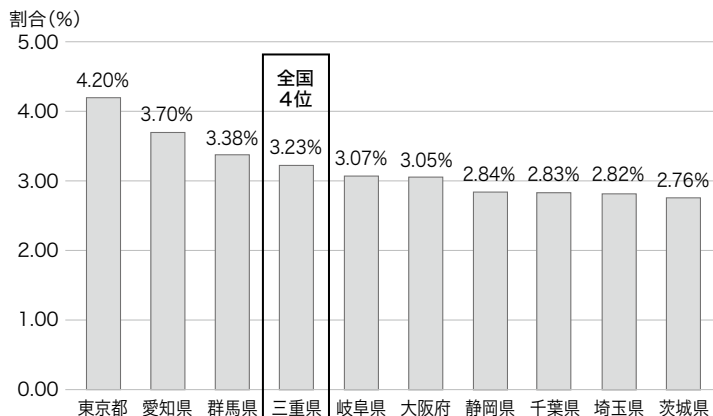
三重県に在住する外国人住民は、令和5年(2023年)12月末現在62,561人と過去最多を更新しています。

総務省の調査(令和5年1月1日現在)によると、全人口に占める外国人住民の割合は3.23%であり、全国の都道府県で4番目に高い状況です。

三重県の総人口に占める外国人住民の割合		
外国人住民人口 (単位：人)	総人口 (単位：人)	総人口に占める 外国人住民の 割合
62,561	1,758,918	3.56%

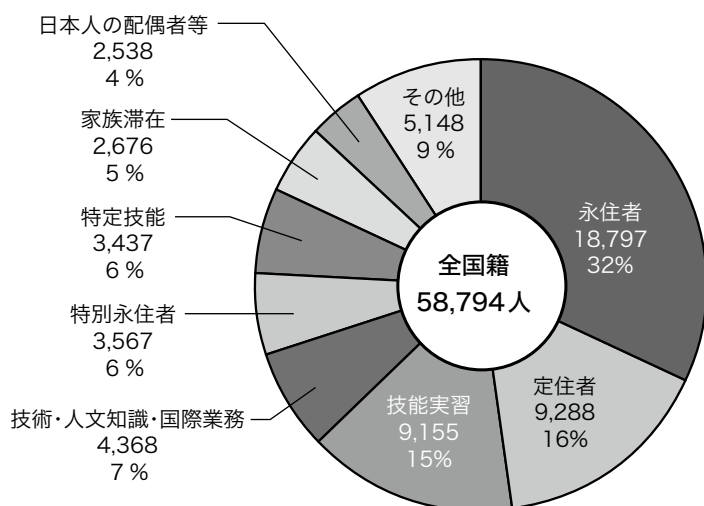
出展：三重県「外国人住民国籍・地域別人口調査
(令和5年12月31日現在)」

＜総人口に占める外国人住民の割合が大きい都道府県＞



出展：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和5年1月1日現在)」

＜三重県内の外国人住民の在留資格内訳＞

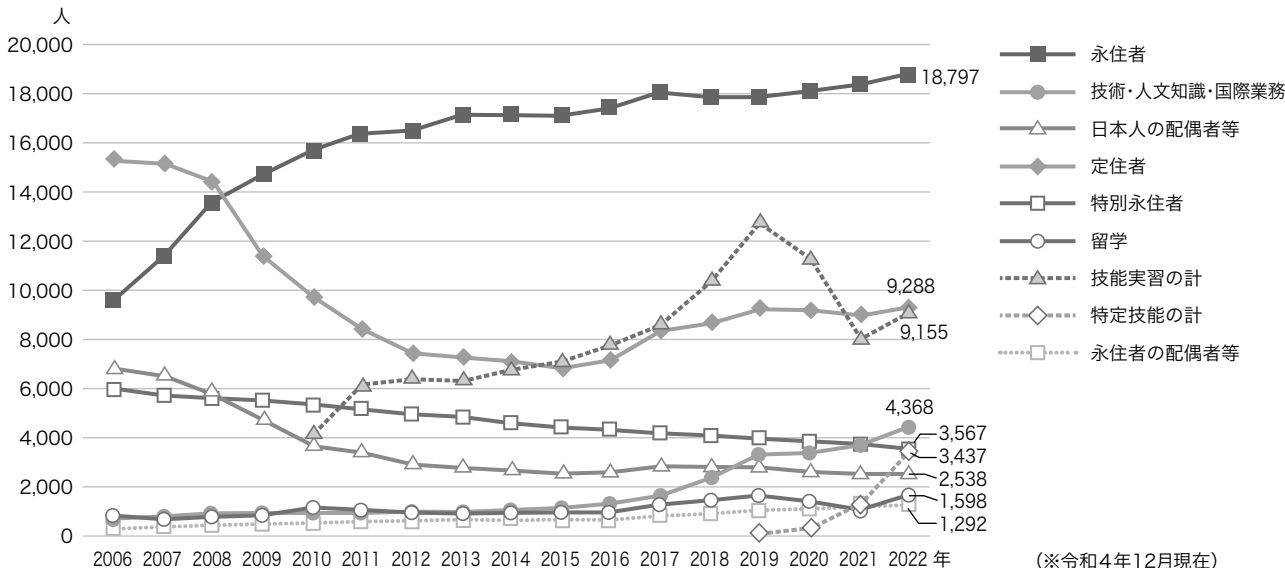


(※令和4年12月現在)

在留資格別では、最も多いのが「永住者」(18,797人、32%)、次に多いのが、「定住者」(9,288人、16%)、「技能実習」(9,155人、15%)と続きます。

在留資格別の外国人住民数の推移を見ると、「永住者」や「定住者」は近年、緩やかに増加し続けており、「特別永住者」や「日本人の配偶者等」は緩やかに減少し続けています。また「技能実習生の計」は2019年をピークに、2020年からコロナ禍の影響を受けて減少していましたが、2022年よりまた増加に移っています。更に、「技術・人文知識・国際業務」や「特定技能の計」は近年大きく増加しています。

＜三重県内の主な在留資格別外国人住民数の推移＞



(※令和4年12月現在)

令和6年度 三重県商工関係施策の概要

三重県では、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、地域経済の基盤であり、成長発展を支える原動力となる中小企業・小規模企業の振興を図るため、さまざまな施策を展開していきます。以下は、条例に基づく主な事業です。詳細につきましては、担当課等にお尋ねください。

ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興(条例第13条関係)

◇ものづくり中小企業・小規模企業の基盤技術力の向上を支援【三重県工業研究所(059-234-4036)】

産学官が連携する研究会を設置し、新技術導入の取組による県内企業の基盤技術力の向上や、技術相談、技術支援、共同研究、受託研究、依頼試験、機器開放、人材育成など、企業の課題解決に向けて段階的なきめ細やかな支援を行います。

サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化(条例第14条関係)

◇商店街等活性化支援事業【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2393)】

商店街や地域商業の活性化を進めるため、商店街が実施する課題解決に向けた取組等に対して、専門家の派遣等を中心とした支援を行うとともに、国等の制度及び先進事例等の情報提供を行います。

◇三重グッドデザイン(工芸品等)【県産品振興課(059-224-2336)】

三重グッドデザイン(工芸品等)選定商品について、県内外の百貨店・小売店等での展示販売やワークショップの開催など、情報発信や販路開拓の支援を行います。

小規模企業に対する支援(条例第15条関係)

◇よろず支援拠点【三重県産業支援センター(059-228-3326)】

中小企業・小規模企業の売上拡大、経営改善、事業承継、人手不足対応、生産性向上など、経営上のあらゆるお悩みや相談に対応します(相談無料)。また、県内各地で定期出張・相談会を開催しています。開催日時や場所等、詳細は上記の電話番号までお問い合わせください。

三重県版経営向上計画の認定等(条例第16条関係)

◇各段階に応じた企業の計画を認定【三重県産業支援センター(059-253-4355)】

中小企業・小規模企業の経営向上を支援するため、課題の把握・整理の段階から、実施計画の作成、計画の本格実行まで、各段階に応じて作成する計画を認定する県独自の認定制度です。

計画の作成や実行にあたっては、お近くの商工団体と連携して支援します。

経営課題の抽出・発見やその解決に向けた取組、さらには新事業展開等を行う中小企業・小規模企業に対し、三重県版経営向上計画の作成・実行を支援!

売上げを伸ばして、従業員給料を上げたい…

事業を再生して、赤字続きの経営から脱却したい…

ステップ1

課題を把握・整理する!

■計画づくりをサポート

ステップ1以上
・専門的知識や経験を持つ支援者とともに、経営課題設定と解決策について相談が可能

ステップ2

実施計画を立てる!

■実施計画の実行をサポート

ステップ2以上
・専門家派遣(小規模企業現場改善支援、3回まで)

ステップ3

本格的に実行する!

■収支計画、資金計画を含む実践サポート

経営力強化資金(みえ経営向上扱い)
小規模事業資金(みえ経営向上支援扱い)

・ICTを活用して生産性の向上をめざす取組に対して、専門家派遣の利用が可能(5回まで)

人材の育成及び確保(条例第17条関係)

◇プロフェッショナル人材戦略拠点【三重県産業支援センター(059-253-3888)】

「経営改革、新たな戦略の実現」に必要な人材について経営者と相談をして明確にしたうえで、その採用を支援します。経営課題を解決できる人材(雇用や短期間の委託で活用する副業・兼業人材)のマッチングをサポートします。

◇地域活性化雇用創造プロジェクト【雇用対策課(059-224-2465)、三重県産業支援センター(059-253-1260)】

多様な働き方の導入に関するセミナーの開催や、高度・専門人材の育成に係る取組への助成など、人材の育成・確保に関する支援を行います。

◇「みえ」の仕事マッチングサイト【雇用対策課(059-224-2465)】

若者を中心とした転出超過や県内中小企業等の労働力不足を解消するため、県内企業等の求人情報を検索・参照することができるマッチングサイトを運営しています。

資金供給の円滑化(条例第19条関係)

◇中小企業金融対策【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2447)】

中小企業の金融の円滑化を図るため、金融機関の協力を得て、信用保証制度を活用した融資制度を運用することで、中小企業の健全な発展を図ります。

(主な融資制度)

- ・小規模事業者が、設備資金、運転資金を必要とするとき……………小規模事業資金
- ・取引先の倒産、災害等により経営が安定しないとき……………セーフティネット資金、リフレッシュ資金
- ・生産性向上や多様な働き方の実現など経営力の強化に取り組むとき……………経営力強化資金
- ・事業の成長・発展に向けた設備投資を行うとき……………設備投資促進資金

創業及び第二創業の促進/事業承継への支援(条例第20条・第21条関係)

◇創業活動、事業承継への融資【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2447)】

新たな県内雇用の場の創出のため、創業活動を支援する「創業・再挑戦アシスト資金」、事業承継を予定する法人事業者向けに、一定の要件を満たした場合に経営者保証が不要となる「事業承継フォロー資金」の融資を行います。

◇三重県事業承継ネットワーク【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2534)】

国、県、商工団体、金融機関、土業等専門家等で平成29年8月に組成した三重県事業承継ネットワークを核にして、経営者の「気づき」を促す事業承継診断やセミナーの開催、専門家派遣による具体的な課題の解決、承継後の後継者による再成長に向けた経営革新など、「プレ承継」「事業承継」「ポスト承継」の各段階に応じた支援を実施します。

◇三重県事業承継・引継ぎ支援センター【三重県産業支援センター(059-253-3154)】

中小企業・小規模企業の事業の承継・引継ぎを支援します。「親族承継」「従業員承継」「第三者承継(M&A)」など、事業承継に関するあらゆる問題について、コーディネーターや専門家がきめ細かくアドバイスを行います。相談は無料、秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進(条例第22条関係)

◇知的財産の活用を通じた事業展開を支援

【INPIT三重県知財総合支援窓口【津窓口】(059-253-8310)【四日市窓口】(059-327-5830)】

県内事業者の産業競争力強化を目的に、特許出願等の知的財産の活用を支援します。

◇国内外における三重県フェア等の開催【県産品振興課(059-224-2386)】

国内外において「食」を中心とする三重の魅力を情報発信する観光物産展(三重県フェア等)を開催します。

◇県産品の輸出拡大の支援【県産品振興課(059-224-2386)】

県産品の輸出拡大に向けた研修会、輸出相談窓口の設置及びバイヤーの招へい等、海外の販路開拓に戦略的に取り組む事業者を対象とした海外での営業活動への支援に取り組みます。

◇首都圏営業拠点「三重テラス」の活用【県産品振興課(059-224-2386)】

首都圏の消費者に対し、商品や食材の魅力を発信する場を提供するとともに、対面販売やテストマーケティングの機会を通じて消費者ニーズや販売情報のフィードバックなど、企業のマーケティング活動に資する支援を行います。

◇三重県国際展開支援窓口(サポートデスク)

【三重県産業支援センター(059-228-3321)、ジェット口三重(059-228-2647)】

三重県国際展開支援窓口は、三重県産業支援センター、ジェット口三重を中心に、金融機関、損害保険会社、物流事業者と県が連携協力しながら、県内中小企業の海外展開を支援している相談窓口です。海外ビジネス・販路開拓についてご相談ください。

◇三重タイイノベーションセンター【企業誘致推進課(059-224-2499)】

三重県とタイの産業連携の拠点となり、三重の食品加工技術のPRや食品加工に係るセミナーに取り組み、タイ産業の高度化に寄与するとともに、県内企業のビジネス拡大につなげることを目的に、バンコクのタイ国家食品研究所内に設置したセンターです。タイでの食関連のビジネス展開にご活用ください。

◇アセアン地域におけるコーディネート機能の設置【企業誘致推進課(059-224-2499)】

県内中小企業・小規模企業等のアセアン地域における進出や販路開拓等の海外事業展開の取組を伴走型で支援することを目的に、今夏タイ・バンコクに設置予定です。アセアン地域でのビジネス展開にご活用ください。

情報の提供及び顕彰(条例第25条関係)

◇三重のサステナブル経営アワード【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2393)】

「環境への配慮・脱炭素」、「次世代育成の推進」、「地域社会への貢献」、「従業員満足度の向上」に取り組み、その手法にDXを活用する経営を「三重のサステナブル経営」と定め、その実践により自社の付加価値の向上と経営基盤改善を推進し、持続可能性の高い企業の取組を表彰します。

令和6年度 第69回通常総会を開催!!

5月31日、津市の三重県勤労者福祉会館において、令和6年度第69回通常総会を開催しました。

当日は、会員349人(委任状・書面議決含む)が出席し、来賓には、一見勝之三重県知事をはじめ、柳原和男中部経済産業局産業部長、小林正人三重県議会副議長、高橋伸明株式会社商工組合中央金庫津支店長兼四日市支店長、岡村昌和公益財団法人三重県産業支援センター理事長など12名の方々の臨席を賜りました。

【令和6年度事業計画の重点目標】

1. 伴走型支援の強化と現場第一主義による巡回指導での組合等支援の推進
2. デジタル化、人材育成等による中央会の業務執行体制の強化
3. 事業継続力強化、地域の事業再生、事業環境変化への取組支援の推進
4. 事業再構築、生産性向上、省力化投資、人材確保のための支援
5. 労働・雇用、経営動向の把握による施策の提案と周知促進



三重県知事
一見勝之氏



中部経済産業局産業部長
柳原和男氏



三重県議会副議長
小林正人氏



株式会社商工組合
中央金庫津支店長兼四日市支店長
高橋伸明氏



あいさつする三林会長



議長 小柴副会長

開会にあたり、三林会長より「社会環境変化が次々と起こる時代に、中小企業・小規模事業者が持続的に成長・発展していくには、変革意識向上と自己変革力を強化して課題解決に取り組んでいくことが肝要である。当中央会は、伴走型支援を強化した巡回指導を実施し、事業を積極的に展開して、会員組合等の活性化、三重県産業の振興発展に向け、全力を傾注する所存だ。」と挨拶がありました。

続いて、小柴副会長が議長に選任され議事に入り、提出議案について慎重に審議され、すべて原案どおり可決・承認されました。また、任期満了に伴う役員改選で次の方々が選出されました。

(順不同・敬称略)

役職名	氏名	所属組合等	備考	役職名	氏名	所属組合等	備考	役職名	氏名	所属組合等	備考
会長	三林 憲忠	三重県醤油味噌工業協同組合		理事	早川 彰	四日市市指定上下水道工事業者協同組合		理事	西出 誠	三重県屋外広告美術協同組合	
副会長	黄瀬 稔	三重ハイブウッド協同組合		理事	鈴木 孝	国際技術支援協同組合		理事	木村圭仁朗	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合	
副会長	伊藤 恵子	三重県中小企業レディース中央会		理事	小林 満	伊勢形紙協同組合		理事	水谷 健悟	三重県衣料縫製工業組合	
副会長	小柴 眞治	三重県コンピュータ業協同組合		理事	米川 孝一	鈴亀企業連携事業協同組合		理事	森 一葉	三重県自転車協同組合	
副会長	宮木 康光	協同組合津卸商業センター		理事	竹林 武一	三重県自動車整備商工組合		理事	伊藤 竜己	三重県板金工業組合	新任
副会長	広瀬 誠	山田機械器具工業協同組合		理事	横山 昭司	三重県中小企業共済協同組合		理事	辻 保彦	松阪木質バイオマス熱利用協同組合	
理事	水谷 康朗	桑名鉄工協同組合		理事	田畑 博	三重警備事業協同組合		理事	濱瀬 智章	伊勢米穀企業組合	
理事	萩野 昌毅	三重県溶接工業協同組合		理事	中村 剛明	三重県農業商業協同組合		理事	角前 俊介	三重県スポーツ用品協同組合	
理事	田中 俊徳	三重県テントシート工業組合		理事	稲垣 法信	三重県鐵構工業協同組合	新任	理事	土井 一浩	紀央事業協同組合	
理事	熊本 哲弥	萬古陶磁器振興協同組合連合会	新任	理事	浜地 重成	地域ケア株式会社		理事	朝尾 高明	熊野原木市場協同組合	
理事	横山 理	三重県電設資材卸業協同組合		理事	石原 和夫	三重県電気工業協同組合		監事	上杉 英明	上杉英明税理士事務所	
理事	長谷川 進	四日市一番街商店街振興組合		理事	尾崎 純二	三重県中勢トラック事業協同組合		監事	湯浅 幸久	三重県生コンクリート工業組合	
理事	中村 元	四日市機械器具工業協同組合	新任	理事	浅野 文夫	三重県電器商業組合		監事	宝門 誠	志摩環境事業協業組合	

令和6年度専門委員会を開催しました

5月16日、20日、総合・組織、金融、税制、商業・流通、労働、工業の6つの専門委員会を開催し、会員から寄せられた要望について審議しました。取りまとめられた要望事項は、7月30日に開催予定の当中央会理事会等において審議され、「第61回中小企業団体三重県大会」及び「第76回中小企業団体全国大会」に提出します。提出議案は次のとおりです。



【総合・組織】 ■[中小企業施策の推進並びに予算の充実・強化]

■[適正な価格転嫁の支援] など13項目

【金融】 ■[資金繰り支援への対応強化]

■[経営者保証改革プログラムに基づく融資慣行の確立] など6項目

【税制】 ■[中小企業組合及び中小企業関係税制の充実・見直し] ■[インボイス制度における経過措置の延長・恒久化] など6項目

【商業・流通】 ■[地域商業・サービス業に対する消費喚起の支援策の拡充及び継続] ■[商店街活性化への支援] など8項目

【労働】 ■[中小企業等の実態を踏まえた最低賃金制度の見直し] ■[外国人材の育成就労制度への円滑な移行] など6項目

【工業】 ■[エネルギー価格高騰対策の実現] ■[航空機産業に対する支援策の拡充] など7項目

中央会の支援・助成事業 ～募集のお知らせ～

当中央会では、次のとおり事業実施組合を募集しています。

1. 個別指導 【年間】延15回実施 【補助率】補助対象経費の3分の2以内

組合等の抱える様々な問題について、専門家を活用して指導・研究会・講習会・監査を実施し、中小企業経営の一層の円滑化及び組合組織運営の一層の適正化を図ります。

2. 事業継続力強化計画支援指導 【年間】延2回実施(1組合等) 【補助率】補助対象経費の3分の2以内

令和元年7月に施行された中小企業強靱化法に基づき、防災・減災等危機的状況下への対応に取り組む組合等並びに組合員の「事業継続力強化計画」策定への取組みについて、専門家を活用して指導・講習会を実施し、事業継続力強化計画策定率の向上を図ります。

3. 取引力強化推進事業(中小企業組合等課題対応支援事業) 【補助率】補助対象経費の3分の2以内

中小企業・小規模事業者の連携による、共同販売・共同宣伝、組合員の事業・企業紹介等のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取引力強化促進を図るための取組みに対して補助対象経費を補助(助成)します。 ◆応募受付：令和6年5月15日(水)～7月16日(火)

4. 制度改正等の課題解決環境整備事業

働き方改革や賃上げ、事業承継税制の拡充、事業継続力強化計画の策定等複数年にわたる制度変更並びに諸制度改正に伴う多様な課題について、中小企業・小規模事業者が適正かつ円滑に対応できるよう、諸制度改正に伴う専門家派遣並びに講習会等を開催して、組合等の経営改善等を図り課題解決を目指します。

5. 事業環境変化対応型支援事業

令和5年10月から実施された消費税のインボイス制度への対応が求められる中小企業・小規模事業者に対し、インボイス制度の積極的な周知・広報、個別相談窓口の設置、専門家派遣、講習会等の開催並びに中央会指導員による巡回指導等を実施することにより、中小企業・小規模企業者の適正かつ円滑なインボイス制度(インボイス制度対応に必要なデジタル対応を含む。)への対応を支援し、経営上の課題解決を目指します。

～詳細は、当中央会へお尋ねください。また、困ったことがあればご相談ください。～

新規会員のご紹介

令和5年度に、当中央会へ加入された組合をご紹介します。 ●大紀まちづくり協同組合(度会郡大紀町) ●三重県オートバイ事業協同組合(桑名市) ●三愛協同組合(津市) ●日本ワークトレナー協同組合(伊賀市) ●中部ブリッジ協同組合(鈴鹿市) ●コムレイドシップ協同組合(桑名市) ●桑名環境整備事業協同組合(桑名市) ●渡鹿野旅館協同組合(志摩市)

T・O・P・I・C (トピック) - 栄えあるご受章おめでとうございます -

令和6年春の叙勲・褒章、第60回県民功労者表彰等について、当中央会関係者では、次の方々が受章されました。(順不同・敬称略)



県民功労者表彰式

◆春の叙勲・褒章

岡 幸男	三重県菓子工業組合 《旭日双光章》	理事長
川嶋 昭夫	三重県菓子工業組合 《旭日双光章》	副理事長
小林 俊二	三重県中勢トラック事業協同組合 《旭日小綬章》	前理事長
木室 浩一	三泗地区浄化槽維持管理協同組合 《旭日単光章》	前理事
岩崎 史嗣	三重県給食事業協同組合 《藍綬褒章》	元理事長

◆第60回県民功労者表彰

木村 圭仁朗	三重県生活衛生同業組合連合会	会長
	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
油屋 藤夫	三重県生活衛生同業組合連合会	元会長

「令和6年能登半島地震」義援金のお礼とご報告

令和6年能登半島地震で被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災された石川県下の組合及び中小企業者並びに関係者の方々への支援を目的に、令和6年1月30日から2月20日の期間で、義援金の取りまとめをさせていただきました。

お寄せいただいた義援金総額は、105会員等の皆様から1,640,000円となりました。

この義援金は3月4日に全国中小企業団体中央会に送金し、都道府県中央会から集まったものを取りまとめ、3月11日に全国中小企業団体中央会森会長より被災地の石川県中小企業団体中央会米沢会長へ直接手渡されました。

皆様からのご厚意に感謝申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

三重県中小企業団体中央会
会長 三林 憲忠



チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

中小企業組合士制度とは

中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業組合の役職員等を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験(中小企業組合検定試験)を行い、試験に合格した者の中から、組合及びこれに準ずる機関において3年以上の実務経験を有する者に対し中小企業組合士の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展に資することを目的とするものです。

いま、組合は共同事業の円滑な運営、組合員間の活発な交流・連携の推進等に加え、組合法の改正により、ガバナンス(組合自治)の充実が求められています。このような課題や要請に応えるためには共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要となっています。

現在、全国で2,986名(令和5年6月1日現在)の中小企業組合士が登録されており、それぞれの分野において活躍しています。

皆様方のチャレンジをお待ちしております。

お問い合わせは、企画情報課までお気軽にどうぞ!

中小企業組合検定試験の概要

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目で、3科目すべてに合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。 一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	毎年12月の第1日曜日
受験申込	9月～10月中旬
受験料	6,600円 一部科目免除者は、5,500円(二科目) 4,400円(一科目)

弁護士のつづやき

三重弁護士協同組合

青年部会

中須賀 友亮 氏



「債権回収」について

1 はじめまして。弁護士の中須賀友亮と申します。津市役所の近くに事務所を構え、個人、会社を問わず、日々、様々なご相談をお受けしています。

民事に関するご相談の中で多い類型の一つに、債権回収があります。取引先に対する貸付金の弁済が滞る、売掛金が支払われないという事態が生じ、相手方へ直接請求しているけれども解決の目途がたない、さらには連絡が取れなくなったといったご相談です。

今回は、貸金や売掛金といった債権の回収を題材に、法的手続により回収する際の流れと、そのような紛争を予防するための留意点について取り上げます。

2 弁護士が債権回収の依頼を受け、弁護士からの書面等による督促によっても相手方からの支払いがなく、法的手続を通じて回収する場合の典型的な流れは、相手方に対して訴えを提起し、裁判所から支払いを命じる判決を得て、その判決をもとに相手方の財産(具体的には、売掛金、預金、自動車・重機、不動産等が想定されます。)に対する強制執行を行って回収を図るというものです。

もっとも、訴え提起をした段階で、相手方から任意に弁済がなされたり、分割払いの申し入れがなされることで和解によって終了することも少なくありません。相手方としては、財産に対して強制執行を受けることにより事業に支障を来すことを回避したいという考慮が働くためです。

他方、判決を得て強制執行を行うとなると多くの時間を要します。強制執行に至るまでに1年以上を要することもめずらしくありません。相手方に財産がある場合には、判決を得るまでに財産を処分されてしまうおそれがあるため、強制執行による回収を確実なものとするため、相手方による財産の処分等を制限する保全処分(仮差押え

等)の申立てを裁判所へ行うことを検討します(ただし、保全処分を受けるためには、基本的に担保として一定の金額を供託する必要があります)。

3 法的手続を通じた債権回収は、以上のような経過をたどりますが、債権回収までに多くの手間と時間、費用を要することがご理解いただけたと思います。その上、相手方に財産がなければ、結局、回収は困難です。そこで重要となるのが、法的手続に至るまでの対策です。以下のようなものが考えられます。

① 支払能力の検討

取引先と初めて取引をする際や多額の取引を行う際には、相手方の支払能力を慎重に検討する必要があります。支払能力に不安があり、それでも取引を行うのであれば、担保(抵当権、保証金、保証人等)の提供を受けることを検討します。

② 契約書、注文書、受領書等の証拠書類を残すこと

業界によって取引慣行が異なりますが、契約書、注文書、受領書といった取引を裏付ける証拠書類を残すことが必要です。相手方とのやり取りをメールで行う、支払いを振り込みによって行う等、痕跡を残しておくという意識も重要です。書類や記録がなく、証拠はこちら側の証言だけという状況では、取引の立証が困難となり、債権回収を断念することにつながりかねません。

③ 速やかな対応

返済が滞った場合には、即座に対応することが必要です。対応が遅れるほど、当事者の記憶が薄れ、証拠は散逸し、相手方の弁済に対する意欲も低下します。また、消滅時効が完成してしまえば、法的に請求することも出来なくなってしまいます。

相手方にお金がなく、支払いの猶予や分割払いを求められた場合には、債務弁済に関する契約書を作成することが有効です。契約書においては、未払金額を確定させ、毎月の返済計画を定めます。そうすることにより、債務弁済への道筋を明確にし、将来的に弁済義務の有無で争いになることを防ぐことができます。

4 弁護士への相談や依頼をすることについて、心理的なハードルや費用面への不安を感じられる方もいらっしゃるかと思います。しかし、実際に紛争になり、時間が経つほど解決は困難となり、時間も費用も要することになります。取引の前の対策(契約書の書式、残すべき書類の確認)、不払いが起きた直後の対応(弁護士名からの書面による督促や債務弁済契約書の作成等)等、出来るだけ早い段階で弁護士へご相談いただければ幸いです。

各種講演及びセミナー講師の派遣など承ります。三重弁護士協同組合 青年部会 TEL : 059-228-2232

全国の先進組合 を紹介します



※全国の先進組合に取り上げられました

桑名市寺町通り商店街振興組合（三重県）

○デジタルツインを活用したバーチャル商店街の開設

■背景・目的

従来は高齢者の来街者が多かったが、若者向けの店舗が商店街に出店していることから若者の集客に力を入れたいと考え、折り込みチラシや地域紙への広告掲載等による宣伝に加え、ホームページやSNSの活用にも力を入れてきました。しかしコロナ禍においてイベントが開催できず、情報発信の機会が減少したことから新たな方法を考える必要性があり、デジタルツイン技術を活用した商店街の散策や個店の店内の様子、商品の確認等、ホームページ・販売サイトへのリンクができる「バーチャル商店街」を開設しました。

■取組みの手法と内容

「バーチャル商店街」の開設にあたっては桑名商工会議所の支援を受けて「桑名市地域企業DX推進支援事業補助金」を活用し、デジタルツイン技術を有する地元企業の株式会社水谷精機工作所に制作を依頼、組合全体研修や個店への訪問等で説明・ヒアリング・データ収集等を全面的にサポートしてもらい、スムーズに開設することができました。

また、毎月定例で開催している理事会に制作企業の担当者を招いて、デジタルツイン技術や「バーチャル商



TEL.0594-21-5416
(桑名市物産観光案内所)



店街」の完成イメージ等について説明を受けた上で実施を議決し、理事は組合員への事業周知に努めました。なお、以前からホームページをリニューアルし、組合員を対象としてSNSの活用について講習会等を開催していたことから、「バーチャル商店街」の制作には組合員から抵抗なく賛同を得ることができました。

組合員によってホームページやSNSへの対応が異なり効果にも差があるため、今後は「バーチャル商店街」を活用して売上や顧客増に繋がった店舗を成功事例の効果として

組合員に知ってもらい、商店街全店舗で「バーチャル商店街」を活用できるよう努めていきます。

■成果とその要因

バーチャル商店街開設後の2023年3月～7月までのホームページの月平均閲覧数は2,106件で、前年度の月平均閲覧数より26.9%アップしています。また2023年5月にNHKニュースでバーチャル商店街について取り上げられた際の反響が大きく、5月の閲覧数は2,830件、「バーチャル商店街」へのアクセス件数は647件となり、来街者からも「ニュースを見た」「バーチャル商店街を見た」という声が多く聞かれました。

組合のひろば

情報処理技術者試験に合格した県立高校生に図書カードを贈呈

三重県コンピュータ業協同組合（小柴眞治理事長）は、経済産業省が認定する情報処理技術者試験に挑戦している高校生を支援しており、2月29日、情報処理技術者試験のスキルレベル2以上（基本情報技術者試験、応用情報技術者試験等）に合格し、県立高等学校を令和6年3月に卒業された生徒38名に、図書カードを贈呈しました。

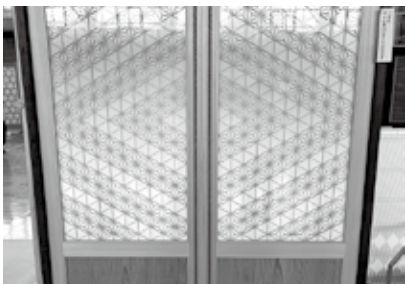
今回は、三重県立松阪商業高等学校に組合の副理事長である岡本和久氏（三重データ通信株式会社 代表取締役社長）が訪問し、西根正子校長に目録を、14名の代表生徒に図書カードを手渡しました。

岡本副理事長からは「2022年11月にチャットGTPが発表され、大きくIT業界の流れが変化しました。今後皆様の努力が世界中のITの力になっていく。業界内外の情報を自身で精査し吸収することが大切である。これまでに学んだことを活かし、社会に貢献できる人材として頑張ってください。」とエールを送りました。



組合のひろば

第45回三重県建具作品展示会を開催



三重県建具工業協同組合(長野政次理事長)は、5月25・26日の2日間、三重郡菰野町の菰野町体育センターで「第45回三重県建具作品展示会」を開催し、26日には優秀作品に対する表彰式が行われました。この展示会は、県内の職人の技術向上や、木のぬくもりを感じられる建具や木工製品の魅力発信を目的に開催されています。

組合員の建具業者による細木を縦横や斜め、曲線に組み合わせた「組子」入りのガラス戸や「障子戸」等約19作品が展示され、その中から三重県知事賞、三重県議会議長賞、菰野町長賞、三重県中小企業団体中央会会長賞等14名の方が受賞されました。

特定地域づくり事業協同組合発足

3月18日松阪市において、松阪市香肌地域づくり協同組合(高杉亮理事長)が県内2例目となる特定地域づくり事業協同組合としての創立総会を開催しました。この制度は人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事するマルチワーカーの派遣等の特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援がなされるものです。安定的な雇用が生み出されることで、地域社会の維持と地域経済の活性化が期待されます。



松阪市の飯高町と飯南町では、過疎化や高齢化により人口減少が進んでおり、人手不足に悩む農業や林業などの生産者に人材派遣を行うために、地元の企業などが集まり、組合を立ち上げました。現在、認定を受けるための手続きを進めています。

認定後は、組合でこの地域への移住希望者などを採用し、人手不足に悩む生産者に人材派遣を行う取り組みを通じて、この地域への移住促進にもつなげたいとしています。

高杉亮理事長は「移住を希望する人たちに、仕事だけでなく、住まいなども提供し、この地域への移住者を増やしていきたい」と話していました。

三重県内ではすでに大紀まちづくり協同組合が知事から認定を受けて、漁業を中心とした町内の事業者にも人材派遣を行っています。

災害時における協力及び支援に関する協定を締結

三重県遊技業協同組合(権田清理事長)は、5月20日三重県庁において、東海初となる、三重県遊技業協同組合と三重県、三重県警察本部との三者による「災害時における協力及び支援に関する協定」を締結しました。



この協定は、南海トラフ地震による発災が想定されている中、県、警察本部が中心となって迅速かつ円滑に災害対策に当たるために締結されたものです。発災時には避難場所、活動拠点、車両駐車場の他、日頃からの災害備蓄の確保が必要となりますが、組合では加盟77店舗、駐車場枠39,000台を有していることから県並びに警察本部に協定の申し入れを行い、今回締結に至りました。

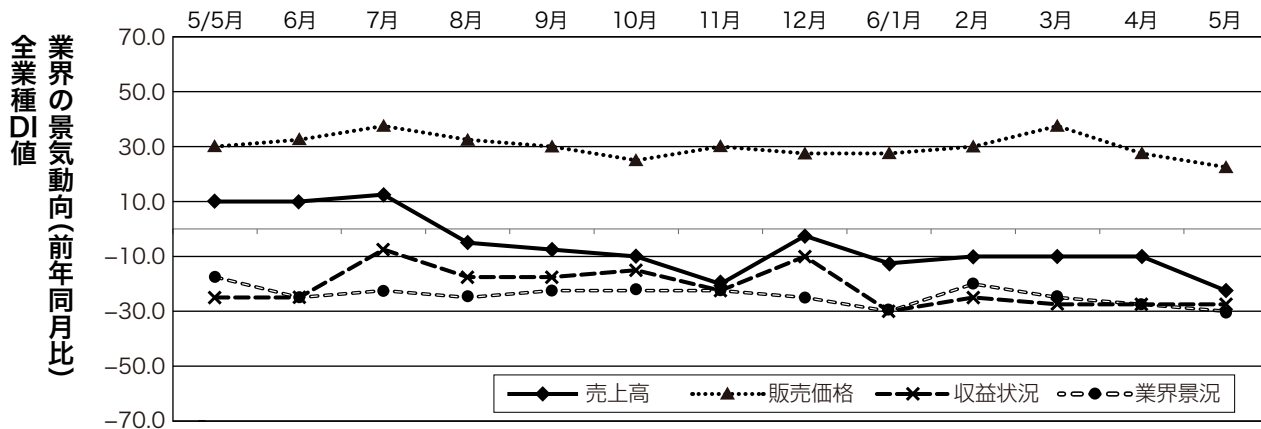
この協定締結に伴い、組合は防災啓発物約27,000個を県内加盟店の全ホールで配布し、地域住民の防災意識の高揚を図りました。



業界の今！

情報連絡員報告より
5月の業界の動き

◆ 令和6年5月度 情報連絡員報告 ◆



	5/5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6/1月	2月	3月	4月	5月	増減
売上高	10.0	10.0	12.5	-5.0	-7.5	-10.0	-20.0	-2.5	-12.5	-10.0	-10.0	-10.0	-22.5	-12.5
販売価格	30.0	32.5	37.5	32.5	30.0	25.0	30.0	27.5	27.5	30.0	37.5	27.5	22.5	-5.0
収益状況	-25.0	-25.0	-7.5	-17.5	-17.5	-15.0	-22.5	-10.0	-30.0	-25.0	-27.5	-27.5	-27.5	0.0
業界景況	-17.5	-25.0	-22.5	-25.0	-22.5	-22.5	-22.5	-25.0	-30.0	-20.0	-25.0	-27.5	-30.0	-2.5

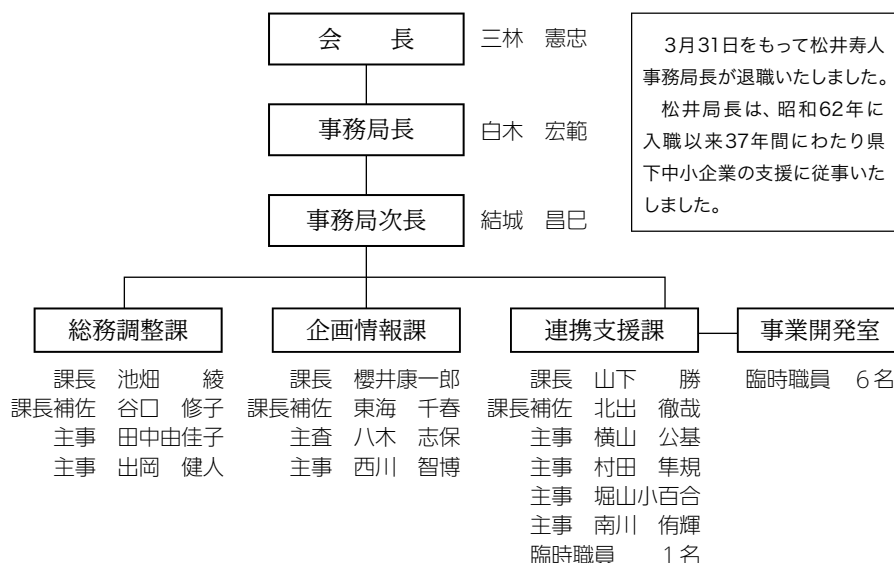
概要 令和6年5月の前年同月比DI値対比は、売上高は一部の業種を除き減少している業種が多く、-22.5ポイントと悪化した。原材料、資材、仕入価格の値上がりが続くため、売上高の低下、収益状況の低迷や資金繰りの悪化が目立ち、経営状況に影響を及ぼしており、業界景況が-30.0ポイントと悪化した。また、このような中で賃金アップを考えていかなければならないが、価格転嫁は難しくさらなる経費負担が懸念される。

情報連絡一覽票 (三重県中小企業団体中央会・令和6年5月分)

中小企業も物価上昇、賃金上昇に合わせた価格への転嫁を進めていく必要がある。(一般機器四日市)

集計上の分類業種	業種詳細・地域	組合及び組合員の業況等(景況の変化とその原因・現状等、企業経営・業界での問題点)
製造業	食品 醤油味噌	今月は通常総会の開催月であり、通常総会は無事終了して、組合運営も新年度へと移行しました。ゴールデンウィークの人は全国的に良かったようですが、中旬以降は販売減となりました。組合員2社において、訃報が相次ぎ脱退の申出もあり組合員減少に歯止めがかかりません。円相場は、相変わらず円安基調で輸入原材料の値上がりは、今後も続きそうです。物価の値上がりも昨年ほどではないにしても、食品の値上げは続いており、消費者の買い控えが起きると、組合員は生産減に追い込まれ、収益が悪化します。
	紙・紙加工品 木材チップ	原材料価格が高止まりしているため、原料の確保が課題です。
	一般機器 四日市市	各企業により濃淡はあるものの、全体的に需要は停滞しています。需要の低迷により、受注価格の低下が懸念されます。原材料費、賃金アップの影響で鉄鋼材料等、素材の価格が上昇していますが、価格転嫁を進めることが難しい状況にあります。また、将来的な人手不足が懸念され、各企業とも採用には苦戦しています。昨年より停滞していた需要が動き出した気配はあるものの、受注まで結びつかない状況が続いています。中小企業も物価上昇、賃金上昇に合わせた価格への転嫁を進めていく必要があります。
非製造業	小売業 石油	4月19日、令和6年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されました。本年度の基本方針では、令和5年度に改定された「中小石油販売業者に対する配慮」条項に変更はなく、「石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果に優れたものとする」こと等を十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができる」とされています。また、一般競争入札への地域要件の設定、分離・分割発注についても引き続き記されています。さらに、経済産業大臣より、各都道府県知事に周知文章が発出され、この中で、災害協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めることが明記されています。この他に本年度では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について、適切に配慮するよう新たに盛り込まれました。これらにより、我々サービスステーション業界は官公需契約交渉において、上記のことから有利に進めたいと考えています。
	商店街 熊野市	駅前周辺で開催された市街地活性化イベントは、商店街内の朝市イベントともコラボで開催され、例年以上の盛り上がりを見せました。出店された業者も地元だけにとどまらず、各地からの出店が多くみられ、売切れになる店舗も多かったようです。ただ、業者間からは、原材料費の値上がりを嘆く声が多く、今後は価格転嫁をせざるを得ない状況となり、客離れの心配も多く聞かれました。
	建設業 総合工事業	4月末時点の公共工事の県内企業の受注状況は、対前年度比約75%と厳しい状況でありました。特に国発注工事においては、マイナス66.1%と大幅な減少となっています。先日公表された三重県の公共事業予定箇所における事業費は約79億円の増となっており、早期発注が期待されます。

令和6年度 中央会事務局組織図



【新人紹介】



連携支援課
主事
南川 侑輝
(みなみかわ ゆうき)

前職は金融機関に勤めていました。前向きに取り組む姿勢を大切に、県内中小企業等の振興・発展に貢献していけるよう、組合及び組合員の皆様に寄り添った仕事を目標し、日々精進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

NOTICE



中小企業基盤整備機構中部本部からのお知らせ

中小企業大学校瀬戸校が三重県内3箇所でサテライト・ゼミを開催します！

愛知県瀬戸市に所在する中小企業大学校瀬戸校は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が運営する中小企業の皆様のための人材育成機関です。様々なテーマの研修を実践的なカリキュラムで提供し、平成元年4月の開校以来、多数の受講実績を誇ります。

令和6年度は、伊勢市、四日市市、津市の会場をお借りしてサテライト・ゼミ(校外研修)を開催する予定です。中小企業大学校の研修をお近くで受講できる機会ですので、是非活用をご検討ください！



【開催予定】※詳細が決まり次第、瀬戸校ホームページでお知らせいたします。

- 7月 伊勢市開催 「チームマネジメント講座」
- 9月 四日市市開催 「リーダーシップと部下育成の進め方」
- 11月 津市開催 「リーダーシップ講座」

＜お問合せ＞ 中小企業大学校 瀬戸校

〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79番地 TEL: 0561-48-3401

★研修の一部をYouTubeで公開しています。
瀬戸校の雰囲気動画を動画でご確認ください！



NOTICE



三重労働局からのお知らせ

進めていますか 職場の熱中症予防！

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

取組期間：5月1日～9月30日

【令和6年度重点】

- 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- 作業を管理する者や労働者に対する事前の労働衛生教育の実施
- 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮



チェイカシ

令和5年に三重県内で発生した熱中症による死傷者数は、16人となり前年に比べ8人増加し、2年連続の増加となりました。

また、建設現場などの屋外での作業に限らず、屋内での作業においても発生しています。

三重労働局では、労働災害防止団体との連携のもと、職場における熱中症の予防のため「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開しています。

熱中症予防、応急処置の方法など詳しくは、

三重労働局ホームページ「熱中症予防特設ページ」をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/stop_neccyusyo_mie.html

■問い合わせ 三重労働局労働基準部健康安全課 電話 059-226-2107





■中央会主催の講演会等のご案内

EVENT GUIDE

名称	日時	会場等	お問い合わせ先
第1回 組合役職員等講習会	令和6年9月6日(金) 13:30~	会場：プラザ洞津2階 末広の間 (津市新町1丁目6番28号)	企画情報課 TEL 059-228-5195
第61回 中小企業団体三重県大会	令和6年10月9日(水) 13:30~	会場：アスト津4階 アストホール (津市羽所町700番地)	企画情報課 TEL.059-228-5195
第76回 中小企業団体全国大会	令和6年10月24日(木) 13:40~	会場：フェニックス・プラザ (福井県福井市田原1丁目13番6号)	総務調整課 TEL.059-228-5195

令和6年度 能力開発セミナー

受講者募集

機械系

電気系

居住系

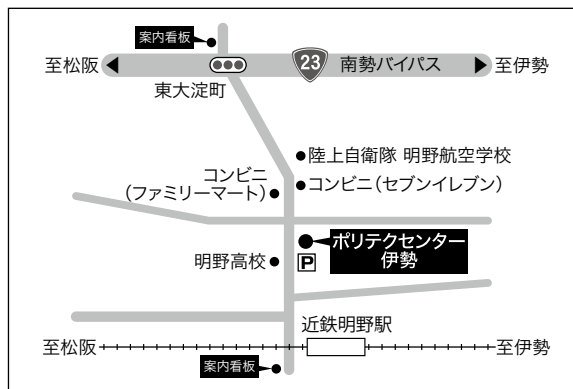
生産管理系

企業のレベルアップ、従業員のレベルアップに能力開発セミナーをご利用ください。



最新の能力開発セミナーコース情報は、
◀こちらのQRコードからご確認ください。

〒519-0501 三重県伊勢市小俣町明野685
Tel.0596-37-3121(訓練課)



ご希望の事業所様にはパンフレットを郵送しておりますので、
上記お問い合わせ先までご連絡をお願いします。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部
三重職業能力開発促進センター伊勢訓練センター
ポリテクセンター伊勢

【メール配信の新規登録のご案内】

当中央会では、メールアドレスをご登録いただいた会員組合及び構成員企業等の皆さまに、毎月初旬・中旬に中央会、国・県等の有益な情報をメール配信します。★購読無料 ★新規登録募集中!

当中央会では、組合の構成員企業の方の新規登録を募集しています。
ご登録を希望される方は、必要事項を記入した【メール】を下記のアドレスに送信ください。

・所属組合名・事業所名等・登録メールアドレス

三重県中小企業団体中央会 <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>
〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
TEL:059-228-5195 FAX:059-228-5197 (担当 企画情報課)
E-MAIL: direct-info@chuokai-mie.or.jp

「中央会レポートみえ」へ情報をお寄せください!!

三重県中小企業団体中央会では、本誌を組合活動のPRにお役立て頂くために、イベントや記念事業、各種研修会・講習会開催の情報を募集しております。組合で行うイベントや行事等ございましたら、ぜひ情報をお寄せください。

三重県中小企業団体中央会 企画情報課
〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
TEL:059-228-5195 FAX:059-228-5197
URL: <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>
E-mail: kikaku@chuokai-mie.or.jp

みえ共済 フェアリーズ みえ共済妖精s ミエリー

自動車事故にもうひとつの安心を!! あなたの経済的負担を幅広くサポートする共済

まごころ共済

自動車事故費用共済

支払い事例1
歩行者をはねて死亡事故を起こした



支払い事例2
自損事故を起こした
(注)物販用特約のお支払いは対象外です



支払い事例3
追突事故を起こした



支払い事例4
出会い頭の事故を起こした



特徴1 車種ごとに掛金は同じです

特徴2 共済金は契約者(あなた)へお支払いします

特徴3 任意保険に関係なくお支払いします

特徴4 お支払いは迅速です

補償内容	主な補償内容	共済金額	共済掛金	主な車種	年払掛金	月払掛金
	死亡共済金	300万円		自家用乗用自動車	10,000円	1,000円
	対物共済金	3万円		自家用軽自動車	5,500円	550円
	新車両特約 (オプション)	3万円	新車両特約掛金(オプション)	2,100円	210円	

お問い合わせ・お申し込みは取扱代理所へ

三重県中小企業共済協同組合



<https://www.kenkyosai.or.jp/>

- 本部・津営業所 〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
TEL: 059-228-7128 FAX: 059-225-9226
- 四日市営業所 〒510-0085 四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所4階
TEL: 059-353-0810 FAX: 059-352-8276
- 東紀州営業所 〒519-3611 尾鷲市朝日町14-45 尾鷲商工会議所4階
TEL: 0597-23-2949 FAX: 0597-23-2952



JU 三重

安心と信頼のネットワーク

新規会員様 募集中

お客様に安心と信頼をお届けします。

JU三重とは中古車販売店が集まって設立した全国組織で、経済産業大臣と国土交通大臣の認可を受けている「一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会」略称「JU中販連」の三重県支所「三重県中古自動車販売協会」「三重県中古自動車販売商工組合」の略称です。現在、三重県下 333 社(令和6年3月現在)の中古車販売店が加盟し、中古車流通の公正な取引を通じ、自動車社会の健全な発展に取り組んでいます。

消費者保護など「安心と信頼」をモットーに子ぐまのマークをシンボルに、TVやラジオまた自動車専門誌などにより広く広報活動を行っています。

三重県中古自動車販売協会 三重県中古自動車販売商工組合

〒514-0303 三重県津市雲出長常町 1124-1 Tel.059-234-8996

JU三重HPをご覧ください。
<http://www.jumie.jp/>



がんばる企業を応援します。



三重県信用保証協会

75th
since 1949



三重県信用保証協会は、
中小企業の皆さまが事業資金借入をされる際の
「公的な保証人」となってサポートします。
お気軽にご相談ください。

本 店

津市桜橋3丁目399番地

TEL 059-229-6021 (代表)
FAX 059-229-6344

四日市支店

四日市市諏訪町4番5号
(四日市諏訪町ビル5階)

TEL 059-353-9161 (代表)
FAX 059-354-2046



HP



Instagram

<https://www.cgc-mie.or.jp/>

「ともに」を、 あたらしく。



企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。



商工中金

個人のお客さま向けの
定期預金


マイハーベスト

津支店 059(228)4155 〒514-0004 津市栄町4-254-1

四日市支店 059(351)4871 〒510-0074 四日市市鶯の森1-3-20

経営者・役員・従業員とそのご家族の
安心の保障を準備するために
中央会の共済制度をご活用ください。



BESTパートナー
大樹生命



**従業員のための
退職金準備に
特定退職金共済制度**

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



**経営者・従業員のための
万一の保障
団体扱生命保険**

団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン
経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート


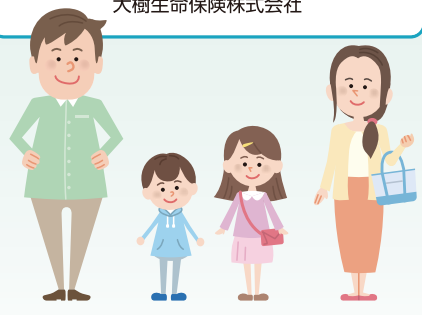




**業務上の災害への備えに
業務災害補償保険**

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社

* 団体扱とは、三重県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおり-約款」および三重県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の
代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 三重支社

〒514-0027 津市大門 6-5 TEL:059-227-0132 <https://www.taiju-life.co.jp/>

津 営業部 TEL:059-225-4827 久居営業部 TEL:059-255-2347 四日市営業部 TEL:059-351-1616
伊賀営業部 TEL:0595-21-1680 伊勢営業部 TEL:0596-24-3625
志摩支所 TEL:0599-43-5053 尾鷲支所 TEL:0597-23-2646

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

**中小企業組合の設立・運営の
ご相談は三重県中央会まで!
三重県中小企業団体中央会**

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197
URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>
E-mail: webmaster@chuokai-mie.or.jp
<https://ja-jp.facebook.com/chuokai.mie>



【中央会の主な事業】

- 組合等の中小企業連携組織の設立及び運営支援、中小企業の経営・労務・経理・
税務・法律等の相談
- 組合等の中小企業連携組織及び中小企業の金融、経理税務、事業運営、流通、
労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別の専門指導・支援
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 機関誌の発行などによる情報提供など

過去の「中央会レポートみえ」の情報については三重県中小企業団体中央会のホームページ(<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>)でご覧いただけます。